

# 堺市の相談支援体制について

- 保健福祉総合センター（福祉事務所）  
各区役所に設置（7か所）
  - ・生活援護課（生活保護）
  - ・地域福祉課（障害者福祉、高齢者福祉）
  - ・子育て支援課（児童福祉、女性相談）
  - ・保健センター（母子保健、精神保健）
- 日常生活圏域コーディネーター  
堺市社会福祉協議会区事務所に配置  
日常生活圏域ごとに1名配置（21名）
- 地域包括支援センター  
日常生活圏域ごとに設置（21か所）
- 基幹型包括支援センター  
各区役所に設置（7か所）
- 障害者基幹相談支援センター  
各区役所に設置（7か所）
- 生活困窮者自立相談支援窓口  
堺市総合福祉会館に設置（1か所）  
各区へ巡回相談



## 【参考】堺市の概要

- 大阪府内にある政令指定都市  
（平成18年度に政令指定都市へ移行）
- 行政区：7区  
日常生活圏域：21圏域 小学校区：92校区
- 堺市の人口（令和6年6月1日現在）  
世帯数：373,650世帯  
人口：808,371人

# 重層事業の前提となる「地域共生社会」とは

## 現在の社会（堺）の状況は・・・

「人口減少・高齢化」、「世帯構造の変化」（単身世帯、高齢者世帯の増加など）、非正規雇用の増加、日本独自の共同体機能の脆弱化（自治会加入率の減少など） etc

## 地域共生社会とは

制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、**住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会。**



# 「地域共生社会」と「重層事業」の位置づけ

・地域共生社会と重層的支援体制整備事業の関係性

・重層的支援体制整備事業のイメージ図



※厚生労働省作成資料から抜粋

**重層事業は地域共生社会を実現するための「福祉分野」の取組**



※厚生労働省作成資料から抜粋

# 堺市の重層的支援体制整備事業実施体制

## 包括的相談支援事業（第1号イ～二）

- ・地域包括支援センターの運営（介護保険法115条の45 1項～3項）
- ・障害者基幹相談支援センター事業（障害者総合支援法77条1項3号）
- ・利用者支援事業（子ども・子育て支援法59条1号）
- ・生活困窮者自立相談支援事業（生活困窮者自立支援法3条2項）

## アウトリーチ等を通じた継続的支援事業（第4号）

- ・コミュニティソーシャルワーカー設置業務

## 多機関協働事業（第5号）・プランの作成（第6号）

- ・各区役所保健福祉総合センター等を中心として体制構築

## 参加支援事業（第2号）

- ・コミュニティソーシャルワーカー設置業務

## 地域づくり事業（第3号イ～二）

- ・生活支援コーディネーター配置事業（介護保険法115条の45 2項5号）
- ・地域のつながりハート事業、地域介護予防活動支援事業（介護保険法115条の45 1項2号）
- ・地域活動支援センター運営事業（障害者総合支援法77条1項9号）
- ・地域子育て支援センター事業、みんなの子育て広場事業（子ども・子育て支援法59条9号）

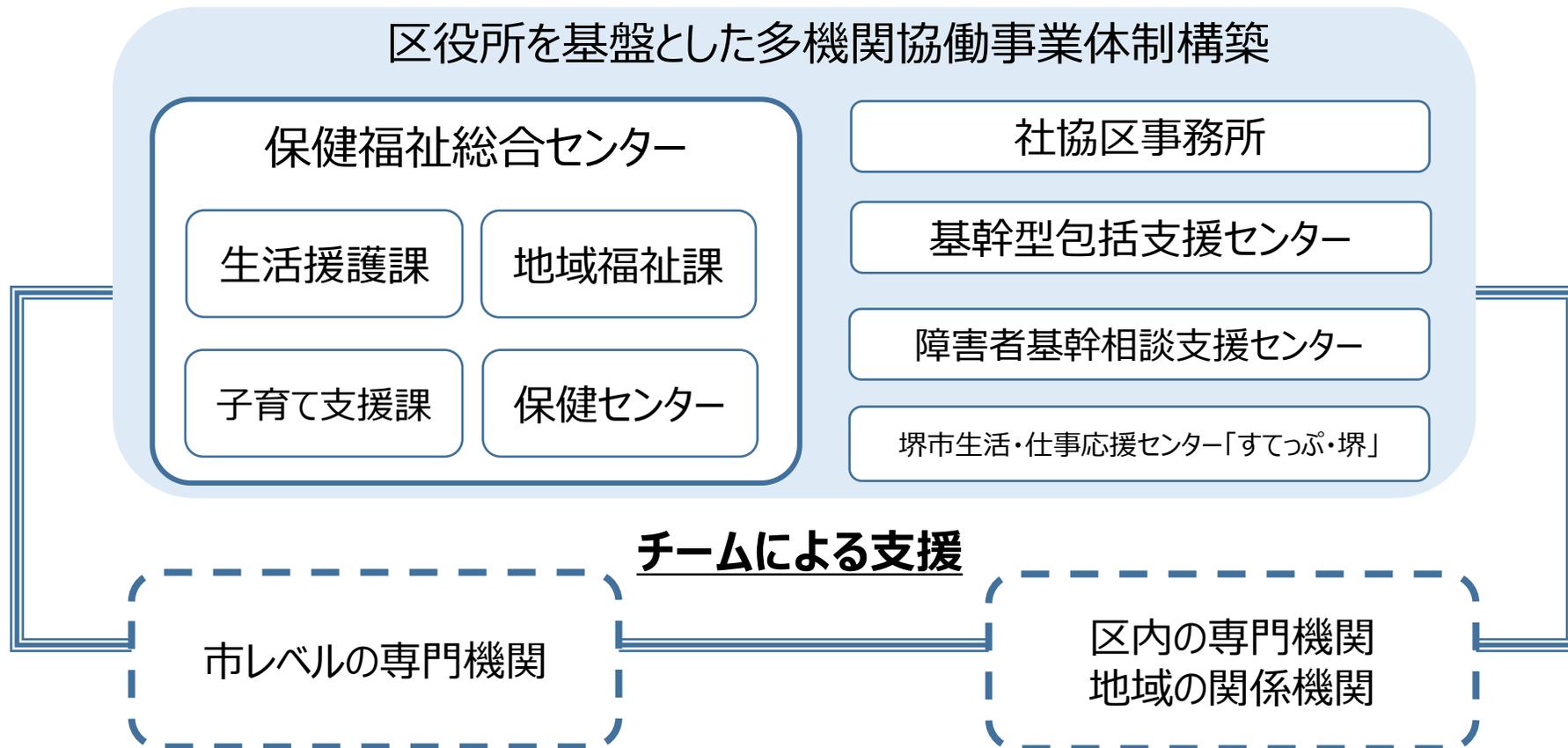
各事業は相互に連携

各分野、各事業の特性を活かし、地域から専門機関まで連携、協働する包括的な支援体制を構築

# 堺市の多機関協働事業実施体制

- 堺市では複雑化、複合化する市民の福祉課題の対応するため、各区役所にある保健福祉総合センター及び区役所内の専門相談機関を事務局とした体制を構築。
- ワンストップ型の相談窓口ではなく、保健福祉総合センター及び各専門相談機関が中心となり、有機的に連携、協働し、チームで支援を行う体制づくりを行う。

## 区役所を基盤とした多機関協働事業体制構築



# 「多機関協働事業」の運営体制

## ■多機関協働事業統括会議 ★統括支援会議

協議事項：①すべての重層的支援会議対象者及び個別支援会議対象者の情報共有、モニタリング、支援プラン見直し及び終結決定等  
②区における保健福祉総合センター及び支援関係機関の連携や、相談機能強化に向けた取組についての協議

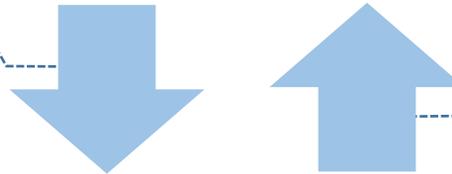
構成組織：生活援護課、地域福祉課、子育て支援課、保健センター、社会福祉協議会区事務所、基幹型包括支援センター、障害者基幹相談支援センター、すてっぷ・堺、その他保健福祉総合センター所長が必要と認める支援関係機関（構成組織から会長・副会長を保健福祉総合センター所長が選出。）

開催頻度：定期的な開催

備考：・出席者は所属組織における対象者の情報収集及び進捗確認を行い、統括会議にて報告をする  
・重層的支援会議もしくは個別支援会議に参加していない組織からの客観的意見の集約  
・重層的支援会議及び個別支援会議において課題の整理ができない場合や調整が難航した場合のアドバイザー機能を有する

※ ■多機関協働事業統括会議と★統括支援会議は一体的に実施

・統括会議において、個別会議による再プラン作成等が必要と判断した場合の会議招集指示（随時）  
・個別会議において、アセスメントや課題の整理、役割分担について、硬直化した場合や調整が難航した場合の調整（アドバイザー機能）



・個別会議における進捗報告  
・個別会議において、アセスメントや課題の整理、役割分担について、硬直化した場合や調整が難しい場合の調整依頼

## □重層的支援会議（対象者同意あり） ☆個別支援会議（対象者同意なし）

守秘義務規定有

協議事項：担当者によるケースカンファレンス。情報共有、アセスメント、課題及び支援の方向性の整理、役割分担を示した支援プランの作成

出席者：現在、対象者に関係している支援関係機関の担当者及び今後関係を有する可能性がある支援関係機関の担当者

備考：□対象者同意あり ☆対象者同意なし  
■と□、★と☆がそれぞれ親会と個別会議の関係

# 堺市社会福祉職員人材育成方針

変化する社会情勢や複雑化・複合化した生活課題などに対応でき、本市の社会福祉行政を牽引する役目である社会福祉職員を育成していくため、**H26年度に策定した「堺市社会福祉職員人材育成方針」をR5年3月に改定。**

同方針に基づき、効果的なOJTや研修体系の構築、ジョブローテーションを推進し、包括的な支援体制構築、断らない相談支援のために幅広く対応できる職員の育成を推進する。

## 堺市社会福祉職員人材育成方針（概要版）

### 背景・必要性、社会福祉職員の現状（第1章・第2章）

#### 背景・必要性

専門職固有の課題や当時の社会情勢に対応していくため、平成26年度に「堺市社会福祉職員人材育成方針」を策定しました。しかし、当時から社会情勢は大きく変化し、市民が抱える課題も複雑化・複合化しています。そのため、組織的・計画的な人材育成を推進することで、能力・組織力を高め、市民の福祉向上に貢献し、信頼される福祉行政の実現を目的として、方針を改定します。

#### 社会福祉職員の現状

平成13年度から本格的に社会福祉の専門職採用を開始し、令和4年4月1日現在で269名の社会福祉職員が在籍しています。

#### 社会福祉職員の職域



| 所 属        | 人 数 |
|------------|-----|
| 保健福祉総合センター |     |
| 生活保護課      | 134 |
| 地域福祉課      | 25  |
| 子育て支援課     | 21  |
| 子ども青少年育成部  | 5   |
| 子ども相談所     | 65  |
| 生活福祉部      | 12  |
| 長寿社会部      | 1   |
| 障害福祉部      | 6   |
| 合 計        | 269 |

※令和4年4月1日現在

### 社会福祉職員の理念・めざすもの、取組（第3章・第5章）

#### 堺市社会福祉職員の理念

人権の尊重と高い倫理観を基本的価値として、変化する社会や個人のニーズに対応できる柔軟さと高い専門性をあわせた相談支援・政策を通じて、福祉行政を牽引し、堺市民の福祉の向上に貢献します。

#### 堺市社会福祉職員のめざすべき職員像

##### 「ForからWithへ」

市民に寄り添い、共に考え・協働し、最善を尽くし、信頼される職員

##### 「Mission・Passion・Profession」

使命や役割を自覚し、専門性の向上のために努力し続ける職員

##### 「福祉行政のLeading player」

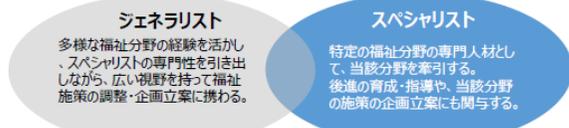
柔軟で幅広い視野と挑戦する心構えを持ち、福祉行政の牽引役を担う職員

### 社会福祉職員の専門性（第4章）

#### 社会福祉職員とは



#### 堺市におけるジェネラリスト・スペシャリスト



#### 人材育成に係る取組

計画的・組織的なジョブローテーション  
組織全体として共通認識を持ち、計画的かつ組織的なジョブローテーションを推進

#### 効果的なOJT

必要な能力の獲得を支援するために組織全体として指導・助言を実施

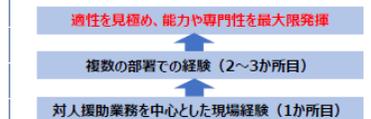
#### 体系的な研修・OffJT

階層別など体系的な研修体系を構築し、専門性の向上を推進

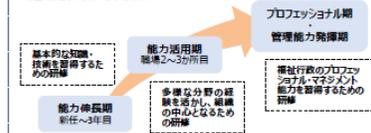
#### キャリア形成

ロールモデル等の関わりを通して、キャリア形成を支援

#### ※ジョブローテーションの基本的な考え方



#### ※階層別研修の概念図



# 日常生活圏域コーディネーターの取組



堺市では、コミュニティソーシャルワーカー機能（アウトリーチ事業、参加支援事業）と生活支援コーディネーター機能（地域づくり事業）を有した「日常生活圏域コーディネーター」を社会福祉協議会各区事務所（各区役所内）に配置し、重層的支援体制整備事業における地域づくり支援、参加支援、相談支援を一体的に実施している。

日常生活圏域コーディネーターが個別支援から地域支援まで一体的に実施することで、地域での支えあいの仕組みによって個別課題が解決されると同時に、参加支援によって地域課題が解決されるなどの好循環を生み出している。

## ●日常生活圏域コーディネーターの個別支援の実績

|         | 令和2年度  | 令和3年度  | 令和4年度  | 令和5年度  |
|---------|--------|--------|--------|--------|
| 個別支援実件数 | 402件   | 527件   | 401件   | 570件   |
| のべ対応回数  | 3,006回 | 2,775回 | 3,112回 | 5,315回 |

【令和5年度の内訳】

| 男性   | 女性   | 不明 | 合計   |
|------|------|----|------|
| 299件 | 263件 | 8件 | 570件 |

| 年齢層（R5） | 実件数  |
|---------|------|
| ～10代    | 30件  |
| 20代     | 28件  |
| 30代     | 41件  |
| 40代     | 77件  |
| 50代     | 110件 |
| 60代     | 72件  |
| 70代     | 84件  |
| 80代～    | 86件  |
| 不明      | 42件  |
| 合計 570件 |      |

| 相談主訴（R5）  | 複数回答（主なもの） |
|-----------|------------|
| 経済的困窮     | 263件       |
| 家計管理の問題   | 127件       |
| 障害（手帳）    | 119件       |
| 家族関係・家族問題 | 114件       |
| メンタルヘルス   | 112件       |
| 病気        | 108件       |
| 障害（疑い）    | 99件        |
| 社会的孤立     | 91件        |

| 相談経路（R5）  | 実件数（主なもの） |
|-----------|-----------|
| 本人        | 225件      |
| 地域支援者     | 87件       |
| 行政        | 82件       |
| 家族・親族等    | 40件       |
| 社協・ボランティア | 36件       |
| 高齢機関      | 28件       |
| 障害者基幹     | 22件       |
| 医療機関      | 10件       |

# 生活困窮支援に関する実績

## (1) 生活困窮者自立相談支援

生活仕事応援センター「すてっぷ・堺」において、生活困窮者（生活保護受給者以外）に対する総合相談支援や就労支援を実施。

| 相談支援実績   | 令和1年度  | 令和2年度   | 令和3年度   | 令和4年度   | 令和5年度   |
|----------|--------|---------|---------|---------|---------|
| 新規相談件数   | 1,862件 | 12,821件 | 12,059件 | 3,863件  | 1,799件  |
| 新規相談受付件数 | 626件   | 6,395件  | 7,612件  | 2,259件  | 1,500件  |
| 新規相談申込件数 | 252件   | 2,793件  | 1,453件  | 643件    | 1,319件  |
| 支援のべ件数   | 8,957件 | 40,788件 | 33,852件 | 16,591件 | 11,748件 |

(参考) 主な相談主訴（令和5年度）

（複数回答）

|      | 収入・生活費のこと | 仕事探し・就職について | 住まいについて | 債務について |
|------|-----------|-------------|---------|--------|
| 相談件数 | 650件      | 359件        | 169件    | 158件   |

## (2) 住居確保給付金

離職等により経済的に困窮し、住居を喪失された方または喪失するおそれのある方に対し、原則3か月（最長9か月）の家賃相当額（生活保護基準）の住居確保給付金を支給。（支給申請は「すてっぷ・堺」にて受付）

新型コロナウイルス感染症の影響をふまえ、令和2年4月に、離職等の申請要件が緩和。

|        | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|--------|-------|-------|-------|
| 新規相談件数 | 765件  | 444件  | 193件  |
| 支給決定件数 | 270件  | 181件  | 55件   |

## (3) 新型コロナウイルス感染症 生活困窮者自立支援金

緊急小口資金と総合支援資金の特例貸付を利用した世帯であって、なお生活に困窮している世帯を対象として同支援金を支給。（申請受付期間：令和3年7月～令和4年12月末）

・単身世帯60,000円、2人世帯80,000円、3人以上世帯100,000円

| 生活困窮者自立支援金<br>(初回支給と再支給の合計) | 令和3年度<br>(7月～3月) | 令和4年度<br>(4月～12月) | 合計     |
|-----------------------------|------------------|-------------------|--------|
| 申請件数                        | 3,152件           | 935件              | 4,087件 |
| 決定件数                        | 2,449件           | 850件              | 3,299件 |

#### (4) 生活福祉資金（新型コロナウイルス感染症特例貸付）

社会福祉協議会において相談受付を実施。コロナ禍に伴う減収等による当面の生活費の需要に応えるため、令和2年3月25日から令和4年9月末にかけて特例貸付の受付窓口として対応。

- ・ 緊急小口資金：200,000円
- ・ 総合支援資金：150,000円（複数世帯200,000円）× 3か月

| 各制度           | 令和2年度 ※1 |         | 令和3年度   |         | 令和4年度 ※4 |        |
|---------------|----------|---------|---------|---------|----------|--------|
|               | 相談件数     | 申請件数    | 相談件数    | 申請件数    | 相談件数     | 申請件数   |
| 緊急小口資金（本則）    | 321件     | 33件     | 405件    | 32件     | 1,921件   | 52件    |
| 総合支援資金（本則）    | 363件     | 29件     | 317件    | 15件     | 295件     | 5件     |
| 新型コロナウイルス特例貸付 | 36,805件  | 26,062件 | 24,842件 | 11,576件 | 6,459件   | 1,714件 |
| ①緊急小口資金       |          | 9,736件  |         | 3,572件  |          | 858件   |
| ②総合支援資金（初回）   |          | 7,653件  |         | 3,185件  |          | 856件   |
| ③総合支援（延長貸付）※2 |          | 4,702件  |         | 1,023件  |          | —      |
| ④総合支援（再貸付）※3  |          | 3,971件  |         | 3,796件  |          | —      |

（※1）特例貸付開始R2.3.25～ （※2）延長貸付R2.7月～R3.6月 （※3）再貸付R3.2月～12月 （※4）特例貸付終了～R4.9月末

## **(5) ホームレス支援**

「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」に基づき、大阪府や府内南部の自治体と協力して、ホームレス支援を実施。

- 都市公園や河川敷などホームレスが起居している場所へ巡回して相談支援を実施。  
インターネットカフェ等の終夜営業店舗を訪問し、制度の周知を実施。
- 必要に応じてビジネスホテル等の宿泊施設へ一時的に入所の上、住宅の確保や医療機関への受診等の支援を実施。

|                     | 令和2年 | 令和3年 | 令和4年 | 令和5年 |
|---------------------|------|------|------|------|
| ホームレス概数調査結果（毎年1月時点） | 8名   | 9名   | 8名   | 9名   |
| 一時生活支援事業利用実人数       | 14名  | 51名  | 59名  | 52名  |

## **(6) 学習と居場所づくり支援事業**

生活保護受給世帯及び生活困窮世帯に属する中学生及び高校在学年齢の子ども等を対象として、無料で学習でき、居場所となる場を提供。

また、支援員による家庭訪問や面談等を通じて、進路選択等に関する相談支援を実施。

|        | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度  | 令和5年度  |
|--------|-------|-------|--------|--------|
| 事業利用者数 | 101名  | 110名  | 123名   | 145名   |
| 利用延べ人数 | 712名  | 785名  | 1,819名 | 1,864名 |

# 地域福祉型研修センター事業

包括的な支援体制の構築のためには、それを担う人材育成も必要なため、堺市では、市と社会福祉協議会が事務局として、地域福祉志向の人材づくりに向けて「堺で協働をすすめるためのソーシャルワーク研修」を企画・実施し、「顔の見える関係の構築」や「円滑な連携体制の構築」のために参加型の研修プログラムで構成している。

専門職同士の研修を「導入編」、専門職と地域活動実践者の研修を「創造編」、地域活動実践者同士を「対話編」と称し、専門職から地域活動実践者まで協働するための研修体系とし、包括的な支援体制構築に向けた人材育成に取り組んでいる。

堺市内の専門職が作った研修  
専門職だって、助け上手 助けられ上手になろう！

令和5年度  
堺で協働をすすめるための  
ソーシャルワーク研修  
【導入編】

【日程】令和5年8月18日（金）  
8月25日（金）  
（計2日間の研修です）  
【時間】13時30分～17時15分  
【場所】堺市総合福祉会館  
6階ホール  
（南島高野町増築第1号棟）

・堺市の地域福祉をもっと知りたい  
・他職種や他分野の専門職とかわりたいなど  
堺市の福祉関係で働く方はぜひご参加ください！

参加費 無料！  
参加後は修了証や  
当日レター等を  
お渡しします！

主催 社会福祉法人 堺市社会福祉協議会  
（協力 関西大学 所研究室）  
（メールアドレス）chiki@fukushikobai-sakai-syokyo.net  
（TEL）072-232-5420 （FAX）072-221-7409



「導入編」研修



「創造編」研修

# 避難行動要支援者に関する実績

## (1) 避難行動要支援者数及び一覧表登録者数

|       | 避難行動<br>要支援者数          | 避難行動要支援者<br>一覧表登録者数 | 登録割合   | 調査実施校区数 |
|-------|------------------------|---------------------|--------|---------|
| 令和4年度 | 62,874名<br>(R4.3.31時点) | 20,738名             | 32.98% | 93校区    |
| 令和5年度 | 63,745名<br>(R5.3.31時点) | 21,499名             | 33.73% | 93校区    |
| 令和6年度 | 64,789名<br>(R6.3.31時点) | 調査中                 | 調査中    | 93校区    |

## (2) 個別避難計画作成件数（令和6年3月31日時点作成中含む）

|       | 堺区  | 中区 | 東区 | 西区 | 南区 | 北区 | 美原区 | 計   |
|-------|-----|----|----|----|----|----|-----|-----|
| 令和3年度 | 2   |    |    | 1  |    |    |     | 3   |
| 令和4年度 | 34  | 2  | 4  | 13 | 4  | 2  | 2   | 61  |
| 令和5年度 | 81  | 2  | 3  | 49 | 7  | 13 | 2   | 157 |
| 計     | 117 | 4  | 7  | 63 | 11 | 15 | 4   | 221 |